

平成二十五年政令第二百二十六号

船員法に基づく登録検査機関に関する政令
内閣は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第
百条の十三第一項及び第百条の二十六第三項の規
定に基づき、この政令を制定する。

（登録検査機関の登録の有効期間）

第一条 船員法（次条において「法」という。）
第百条の十三第一項の政令で定める期間は、三
年とする。

（外国登録検査機関の事務所等における検査に
要する費用）

第二条 法第百条の二十六第三項の政令で定める
費用は、同条第二項第六号の検査のため同号の
職員が当該検査に係る事務所又は事業所の所在
地に出張するのに要する旅費の額に相当する費
用とする。この場合において、その旅費の額
は、その出張する職員を二人とし、これらの職
員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二
十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ
に規定する行政職俸給表（一）による職務の級
が六級である者であるものとして、国家公務員
等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百
十四号）の規定の例により計算するものとし、
旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し
必要な細目は、国土交通省令で定める。

附 則

この政令は、二千六年の海上の労働に関する
条約が日本国について効力を生ずる日から施行
する。